様式第十六（第十五条の六第一項及び第二項、第五十二条並びに第五十四条関係）

業務規程届出書

年　月　日

厚生労働大臣　殿

登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
印

水道法第20条の８第１項（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により、水質検査業務規程及び関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

1.

2.

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十五条から第十五条の十、第五十二条、第五十四条並びに様式第十六及び様式第十六条の二の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にした水道法第二十条第三項の規定による水質検査の委託については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

○厚生労働省令第百二十六号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第一項及び第四十四条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月三日　厚生労働大臣　小宮山洋子

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　介護福祉士（第十九条―第二十六条）」を「第二章　介護福祉士（第十九条―第二十六条）　第二章の二　登録喀痰吸引等事業者（第二十六条の二―第二十六条の二十）　第三章　総則（第二十六条の二十一―第二十六条の二十三）」に改める。

第一条中「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とする。

第五条の二中「あつて」を「あつて」に改める。

第九条の見出しを「（社会福祉士の登録事項）」に改める。

第一章を第一章の二とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章　総則

（医師の指示の下に行われる行為）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第二条第二項の厚生労働省令で定める医師の指示の下に行われる行為は、次のとおりとする。

一　口腔内の喀痰吸引

二　鼻腔内の喀痰吸引

三　気管カニューレ内部の喀痰吸引

四　胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

五　経鼻経管栄養

第二十四条の次に次の一条を加える。